

岩手県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院を休止した旨次のとおり届出があった。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田第5地割66番地1	平成24年5月31日
岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町新町8番14号	〃